

平成28年度 事業計画

社会福祉法人 **豊岡市社会福祉協議会**

平成28年度 豊岡市社会福祉協議会事業計画

基本方針

全国的に人口減少・少子高齢化の進行、地域社会や家族のあり方等の変化に伴い、新たな制度改正や改革が打ち出される中で、全ての住民が住み慣れた地域で暮らせる地域づくりを住民の主体的な参加により進めて行くことが求められています。

豊岡市（以下「市」という。）では、地域における新たな支え合いとして、すべての地区公民館区域で「新しい地域コミュニティ組織」が平成29年度までに立ち上げられることとなっており、住民が進める主体的な活動を前に進めていくためにも、様々な支援の方策を本会が中心となって推進していくことが必要です。

この様な状況の中で、地域の支え合い体制の構築を使命とする本会においても、「新しい地域コミュニティ組織」を中核として、住民主体の地域づくりを地域住民等とそれらを支援する専門職との連携・協働のもとで推進していくことをめざします。

また、平成28年度は、「第3次豊岡市地域福祉推進計画」の策定年度であることから、計画策定にあたっては、市と本会が一丸となって地域の支え合い体制を構築するために、行政計画である「豊岡市地域福祉計画」と、行動計画として本会が推進する「豊岡市地域福祉推進計画」を新たに一体的に策定します。そして、本会の「基盤強化計画」に基づき、地域住民に信頼される社協をめざし、職員一人ひとりが社協職員としての基本的な考え方を共有し、能力の向上及び組織の改善と強化を図ることで、地域福祉の推進を強力に進めます。

【基本理念】

「一人ひとりが つながり 支え合う 安心な地域づくり」

重点目標

- 1 地域福祉推進計画に基づく地域福祉活動の総合的な推進
- 2 地域における総合的な相談支援事業の推進
- 3 在宅での暮らしを支える介護サービス事業の展開
- 4 財政基盤の安定と介護サービス事業の健全な経営
- 5 基盤強化計画の推進に基づく組織の効果的・効率的な運営

実施計画【主要事業】

1. 地域福祉推進計画に基づく地域福祉活動の総合的な推進

平成27年4月、介護保険制度が大幅に改正されました。その内容は、団塊世代が後期高齢者となる2025年問題を見据えて、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステムの構築の実現」を目指したものとなっています。

また同時に、平成30年3月末の要支援問題等、支援が必要な方を地域で支えていく体制の構築、取組みが求められています。

従来から本会が推進してきた地域の支えあい体制の構築・発展に向けて、地域住民が主体となった協議の場のきっかけづくりや、地域の拠点づくりの一層の強化に取り組みます。

(1) 新しい地域コミュニティ組織との連携及び、支援活動の展開

平成29年4月に市内全地区公民館圏域で一斉にスタートする「新しい地域コミュニティ組織」が、地域の生活課題の発見、課題形成、資源開発が行われる場となるよう、地域福祉の基盤づくりに向けて支援活動を展開します。

- ・地域コミュニティ組織（設立準備委員会）への支援活動の推進（生活課題の見える化、計画策定補佐、生活課題解決に向けたサポート等）
- ・地域コミュニティ組織（設立準備委員会）と行政区を基盤とした支え合いの地域づくり（福祉委員会）における支援活動の総合的な推進（圏域ごとの課題の整理、課題解決に向けた協議の場づくり等）

(2) 小地域を基盤とした支え合いの地域づくり（福祉委員会）の基盤整備

- ① 地域福祉活動の推進に向けて、小地域（行政区圏域）を基盤とした支え合いの地域づくり（福祉委員会）の具体的な支援体制の構築や活動強化を行います。
 - ・地域課題の解決に向けて協議する場
 - ・地域住民の居場所づくり（ふれあい喫茶、ふれあいきいきサロン等）
 - ・生活支援体制の構築
- ② 市内全地区公民館単位で地域福祉研修会を開催し、地域の支えあいの体制づくり（見守り、居場所、生活支援等）の構築や担い手の発掘・育成に向けた働きかけの場とします。
- ③ 福祉委員が地域のアンテナ役として、地域の困りごとに応じた活動を行うために、福祉委員の活動を支える活動基盤づくりを行います。
- ④ 小地域の福祉ニーズや課題を把握・共有するために、住民と協働して支え合いマップの作成や住民座談会の開催を行い、地域と連携した住民による支え合い活動への支援を行います。

(3) 地域での支え合い体制の構築に向けた生活支援体制整備事業の推進

生活支援コーディネーターを中心として地域住民、専門職、関係機関が連携した行政区、小学校区における地域での支え合い体制の構築の支援を進めます。

- ・地域福祉活動実践者（サロン世話役や見守り活動の実行者等）等と連携した住民のニーズ、生活課題、社会資源の把握及び住民への課題提起
- ・小学校区圏域で地域福祉活動実践者、民生委員、介護事業者、NPO法人、民間企業等から構成される「地域サポート会議」における協議、多様な主体による支え合い、サービス提供体制の構築

（４） 住民参加と協働による地域福祉活動の推進

地域福祉推進計画の評価機関である地域福祉部会において定期的な協議及び評価・検証を行い、着実に推進を図ります。

（５） 各種サロン・サークル活動の充実と居場所づくりの推進

高齢者や障がいのある方、認知症やひきこもりなど生きづらさを抱えた方、子ども、子育て中の世帯の方たち等が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、住民への理解を広げ、各種サロン・サークル活動の定着・充実を図ります。

- ・ふれあい喫茶、ふれあいきいきサロン活動の新規拡大・充実
- ・障がいのある方や生きづらさを抱えた方等の居場所づくりの推進
- ・子育てサロン・サークル活動の支援
- ・セルフヘルプグループ活動の支援
- ・行政区内の地縁活動、グループ活動等の支援

（６） 共同募金事業・善意銀行事業の推進

地域福祉の推進を図る財源として、寄付された善意が福祉事業に効果的に活用されるよう、地域住民のニーズを的確に把握し、事業の推進を図ります。また、事業における広報活動を積極的に推進するとともに、有効的な活用に向けた検討を行います。

- ・共同募金事業の推進
- ・善意銀行事業の推進

2. 地域における総合的な相談支援事業の推進

住み慣れた地域で安心して生活が送れるように、地域の身近な総合相談窓口として、地域住民の様々な課題の解決に向けた支援を行います。また、高齢者、障がい者、貧困世帯、ひきこもり等、どこにも該当しない制度の狭間にある人や複合的な課題のある世帯等への支援に向けて、総合相談・生活支援センター、地域包括支援センター等が関係機関等と連携を図りながら、地域の総合相談拠点として、解決まで一貫したマネジメントを行います。

（１） 総合相談・生活支援センター業務の推進

制度の狭間や複合的な課題を抱えている生活困窮者に対する包括的な支援を行う総合相談・生活支援体制の構築を進めます。

- ・総合相談・生活支援センター業務の運営
- ・総合相談支援ネットワーク推進協議会（総合相談運営会議、総合相談支援チーム会議）の運営、市と社協の横断的な連携による課題解決体制の構築
- ・専門職、住民等からなる地域福祉ネットワーク体制の構築
- ・アウトリーチを含めた生活困窮者世帯、複合多問題世帯の早期発見・早期対応
- ・個別支援から地域の支え合いの仕組みづくり

（２） 障害者基幹相談支援センター業務の推進

障がいのある方やその家族の住まいや就労、社会参加など、地域の障がいのある方の生活や福祉についての総合的な相談窓口として、必要な情報の提供や助言、障がい福祉サービスの利用支援や計画作成等を行い、関係機関・地域住民と協働しながら支援を行います。

- ・障がい者及びその養護者に対する相談・指導及び助言
- ・障がい者虐待の防止及びその養護者に対する支援に関する広報・啓発活動
- ・豊岡市障害者自立支援協議会の運営
- ・ひきこもり者等への支援の充実・強化
- ・障がい者の安定した地域生活支援の促進

（３） 地域包括支援センター業務の推進

介護・福祉・医療・健康など様々な面から高齢者を支えるために、関係機関・団体等との連絡調整を行う等、高齢者の総合相談窓口として機能の充実を図ります。

- ・権利擁護の対応と啓発（高齢者虐待、困難事例、成年後見制度、認知症予防等）
- ・関係機関・団体等とのネットワークの推進（地域包括ケア会議、介護支援専門員ネットワーク、高齢者見守りネットワーク）
- ・介護予防ケアマネジメントの実施

（４） 総合的な権利擁護体制の構築

認知症高齢者や障がいのある方等が地域で安心して自立した生活が送れるよう、その権利及び利益の保護に努めるとともに、新たな権利擁護支援体制の構築に向けて市、関係機関等と協議・検討を行います。

（５） 社協セーフティネット機能の充実・強化

低所得者や高齢者、障がい者の生活を経済的に支えるため、総合相談・生活支援センターや地域包括支援センター等と連携を図りながら、必要な資金の貸付等を行うことにより、その世帯の当座の生活の安定を図り、自立を支援します。

また、判断能力に不安のある高齢者、知的障がい者、精神障がい者の福祉サービス利用や日常的な金銭管理の支援を行い、利用者の生活改善や生活困窮の予防の役割を果たします。

- ・生活福祉資金貸付事業の推進
- ・法外援護資金貸付事業の推進

- ・緊急食料支援事業を通じた生活困窮者の早期発見・早期対応
- ・福祉サービス利用援助事業1 市2 町の基幹的社協としての事業推進

(6) 各種相談活動の推進

市民の生活・福祉課題を発見し、様々な生活援助や地域福祉活動につなげるため、小地域福祉活動と連携した身近な相談窓口と専門職との連携を図ります。また、独身男女の新たな出会いの場づくりやコミュニケーション力を高める取り組みを実施することで、結婚相談体制の強化を行います。

- ・社協各地区センター窓口と専門相談機関との連携の推進
- ・法律相談事業の推進
- ・結婚相談事業の推進
- ・豊岡市婚活応援プロジェクト「はーとピー」による出会いの場等の提供
- ・婚活サポーターを活用した婚活支援の実施
- ・市民参加による婚活イベントの企画・運営
- ・「はーとピー」ホームページ等を活用した情報発信

3. 新たな福祉課題に対応するための生活支援の推進

地域住民から寄せられた多様な課題を各種事業・活動を通して、総合的に生活支援ができるよう関係機関・団体・当事者間のネットワークの推進を図り、より多様な生活支援サービスの推進を行います。

(1) 関係機関との連携した支援の展開

住民や様々な関係機関と連携・協働する協議体組織としての役割を活かし、様々な地域課題に対して関係機関等とのネットワークを活用しながら活動を推進することで、連携した地域支援の展開を図ります。

- ・関係機関等との連携による、有機的なネットワークの構築
- ・地域課題の解決に向けて、関係機関と連携した社協を基盤とする「テーブルづくり」
- ・地域ニーズを発見し、他機関と連携し、社会資源の開発の提案・実施

(2) 地域福祉推進委員会の推進

平成28年度、地区センター運営委員会を廃止して、地域福祉推進委員会を新設し、地域福祉活動が着実に推進できるよう、地域住民や各関係機関等が参画し、行政区や地区における住民ニーズ、地域課題の把握、課題解決に向けた協議を行い、行政区を始め地区全体の地域力の底上げを図ります。

4. 地域における利用者本位の福祉サービスの実現

地域において、誰もが安心してその人らしい生活が送れるように、福祉サービス事業と地域福祉活動が連携・協働し、総合的な福祉サービスの展開をめざすことで、地域全体で支え合う利用者本位の福祉サービスを実現します。

(1) 多様化する介護ニーズに対応できる体制の構築

夜間、宿泊、日曜日の利用等、介護ニーズが多様化する中で、利用者の住み慣れた地域での在宅生活の維持・継続を守りきるために、住民を支援する地域密着型介護サービス事業の拠点づくりを進めます。

(2) 在宅福祉サービスの充実

利用者本位の介護サービスの提供や介護予防事業の充実を図るため、地域住民と連携した福祉サービスの実現をめざします。

- ・利用者のニーズ、意志を尊重したサービス提供体制の確立
- ・介護予防・生活自立支援サービスの事業受託（家族介護教室、家族介護者交流事業、食の自立支援事業、軽度生活援助事業、生きがい活動支援通所事業）
- ・福祉用具貸与事業（介護保険外）の推進
- ・給食サービス事業の実施
- ・介護用品の販売事業の推進

(3) 障害福祉サービス事業の推進

障がいのある方等が、地域で自立した日常生活を送るために、障がい者サービスの推進を図るとともに、障がいに対する理解に向けた普及・啓発活動を実施することで、障がいのある方等が地域の一員として共に生きる地域社会の実現をめざします

- ・障害者総合支援法による良質なサービスの提供（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、移動支援、障害者（児）デイサービス、障害者（児）訪問入浴）
- ・市障害者事業の受託による障がいのある方等の自立生活及び社会参加の促進、障がい者理解に向けた普及・啓発活動の実施（障害者支援ボランティア養成講座、障害者（児）スポーツ・レクリエーション教室等開催事業）

5. ボランティア・市民活動センターの充実と福祉教育の推進

(1) ボランティア・市民活動センターの機能強化

豊岡市ボランティア・市民活動センター、各支所の機能を拡充し、ボランティア・市民活動の地域の拠点として支援体制の充実を図ります。

- ・ボランティア・市民活動センター本所・各支所のコーディネート機能の充実
- ・ボランティアの育成及び啓発の促進

- ・NPO・市民活動団体等の連携・協働による多様な活動支援
- ・災害ボランティアセンターの立ち上げ訓練と体制強化

(2) 福祉教育の推進

学校や企業、各種サロン・サークル活動等を対象とした各種講座の開催、地域住民等との連携・協働した取り組みを通して、福祉教育の推進を図り、ボランティア活動や地域福祉活動への理解を深めます。

- ・各種ボランティア養成講座・体験教室、社協出前講座の開催と積極的な広報活動の実施
- ・福祉教育推進校や地域住民等との連携・協働による福祉教育の実施
- ・行政区や地縁組織・グループ及び学校等と連携した子ども福祉委員活動の推進

6. 組織体制・財政基盤の強化

地域福祉を推進する中核的な組織として、組織運営を円滑に遂行し、『豊岡市社会福祉協議会基盤強化計画』に基づき、各種計画及び方針の策定等、組織基盤の強化のための取り組みを引き続き推進します。また、効果的な事業活動を推進していくための自主財源の確保や介護サービス事業の円滑な経営を図るとともに、健全な経営を行うために、職員一人ひとりの意識改革・行動改革を図り、活力あふれる職場づくりを進めます。

(1) 組織の機能強化及び運営強化

地域福祉活動を推進する中核的な組織として、予想される社会福祉法人制度改正や社会情勢の変化等、様々な状況に応じて迅速かつ的確に対応するとともに、組織機能の強化や既存活動・事業の見直しを行い、自立的で効率的な組織運営に取り組みます。

- ・専門部会を基盤とした執行機関の機能強化及び組織運営
- ・地域の支え合い体制の推進を図る「地域福祉推進委員会」の設置
- ・社会福祉法人制度改正への対応
- ・組織の現状課題の整理・分析に伴う、組織体制の再編及び人員の適正配置
- ・業務を的確に効率良く実施するための『業務マニュアル』の作成

(2) 職員の人材育成に向けた体制構築

『人材育成基本方針』に基づき、社協職員として求められる資質を具体化し、職員一人ひとりが人材育成に参画するよう支援する体制をつくり、意識改革・行動改革を行います。

また、自主学習の励みや能力開発に努め、執務態度・資格取得・研修・処遇・目標管理等の整備・充実に向けた取り組みを行い、人材育成の観点から人事評価基準を明確にすることで、不公平感がなく、職員が熱意を持って業務に取り組み、業績をあげる職場風土をめざします。

- ・階層別・職種別研修の実施と外部研修への参加促進による職員の資質向上
- ・人事管理・雇用体系等に関する規程改定に向けた見直し及び検討

(3) 安定した財源確保と健全な財政運営

継続的かつ安定的な社協事業・活動の実施に向け、事業ごとの収支を把握しPDCAサイクルを財政政策に反映させ、財務体質の強化を図ります。

- ・実施事業に対する効果を反映した組織財政運営（企画経営係の新設）
- ・経営・財務分析による中長期的な『財政・経営方針（仮称）』の策定
- ・単年度「経営計画」による財源の有効活用と経費削減、収益改善の実施
- ・地域密着型介護サービス施設の実施に向けた財政整備
- ・社協会費や共同募金、善意銀行等使途の明確化による地域福祉活動の財源確保

(4) 介護サービス事業の健全経営に向けた強化・充実

介護サービス事業の収支など中長期的な収益改善目標による健全な経営と、新たに泊まり機能を備えた地域密着型介護サービス事業の拠点づくりを進めます。

- ・利用者ニーズの高い泊まり機能を備えた地域密着型介護サービス事業による拠点づくり
- ・既存事業の日曜日、延長利用等の検討・実施
- ・介護サービス事業の採算性の確保に向けた事業の実施状況等の評価・分析
- ・介護人材の確保と育成、目標管理による業務の効率化、研修体系に沿った研修の充実
- ・デイサービスセンター等の施設関係の計画的な維持管理と有効活用に向けた検討

7. 基盤強化計画の推進

職員一人ひとりが、基盤強化計画のもと、社協職員としての基本的な考え方を共有し、職務において基本理念・使命に基づいて何を行うべきなのか、達成に向けた行動を理解することで、本会の活動や業務の中で実施できるように、基盤強化計画の着実な推進を図ります。

(1) 基本理念・使命浸透に向けた体制の構築

- ・『人材育成基本方針』に基づき、社協職員として地域福祉活動の推進を図るという使命の徹底・理解を図ります。

(2) 基盤強化計画基本方針の推進にむけた体制の構築

- ・基盤強化計画の実施計画（平成28年度）を定め、計画的に基盤強化計画の基本方針の推進を図ります。
- ・実務者レベル（係長級）による定例進捗会議を開催し、実施計画の推進を図ります。

8. 指定管理事業

指定管理者として、豊岡市施設の適正な管理運営に努め、利用促進を図ります。

- ・豊岡市立各健康福祉センター指定管理事業（6施設）

9. 広報活動・啓発活動の推進

社協ホームページ・ブログにより、本会の事業や活動内容、社協会費の活用用途、財政状況等の情報を広く発信します。また、広報紙『とよおかのふくし』の紙面の充実を図り、地域の福祉活動や子育て、まちづくり等に関する情報など、市民が必要とする情報を掲載します。

- ・社協ホームページ・ブログを活用した情報発信の充実
- ・広報紙『とよおかのふくし』の発行（毎月／年1 2 回）
- ・あいさつ運動キャラクター「あいちゃん」（着ぐるみ等）の活用